

請 願 文 書 表

(23年12月定例会)

受理 番号	受理月日	件 名	請 願 者	紹 介 議 員	要 旨	所管委員会
15	11月30日	国民の生命、財産と安全を守る一般国道9号防災整備を行う事務所・出張所の存続を求める請願	京都市下京区西洞院通塩小路下る南不動堂町808 国土交通労働組合 近畿建設支部 京都分会 分会長 宮崎 幸雄 国土交通省管理職ユニオン 近畿支部 京都分会 分会長 辻極 日出生	田中 豊 立花 武子 馬場 隆 並河 愛子 苗村 活代	<p>(請願趣旨)</p> <p>一般国道9号における京都市西京区大枝沓掛町から亀岡市篠町王子までの4.7kmについては異常気象時には通行規制が行われます。</p> <p>老ノ坂沓掛地区では、道路脇の法面に大きな転石や岩塊があり、落成する危険性があります。過去に幾度となく通行止めも実施しており、緊急輸送道路が分断され、地域社会・経済活動にも大きな支障を及ぼします。</p> <p>9号沿線には、事業所、店舗、住宅などが連たんしており、地域住民の日常的な通勤、通学、店舗利用等を目的とした交通に利用されています。</p> <p>異常気象時に対する道路の防災を高めることで、救援活動や物資等の流通に大きな役割を果たし、迅速な対応が可能となり、地域住民の生命、財産と安全を守る重要な役割を担うものとなります。</p> <p>また、こうした防災対策については、地域ごとに差があってはけません。</p> <p>国において一定の整備が必要となります。</p> <p>政府の地方分権改革推進委員会は、先般、国と地方の役割分担を踏まえ、国の出先機関の事務・権限及び組織の見直しを行い、出先機関が担っていた116項目の事務・権限について地方自治体への移譲や廃止・縮小等を行うこと、更には出先機関の統廃合などを求める第二次勧告をまとめました。また、地域主権戦略会議では、2014年度に関西と九州ブロックの地方整備局・経済産業局・地方環境事務所を移管するプロジェクトを設置し、今年12月にも閣議決定する動きとなっています。</p> <p>政府が考える「地方分権・地方移譲」とは、国の役割は「外交」「防衛」「徴税」などに特化し、その他の生活に関する行政は、これまでの国の責任を放棄し、地方自治体の自己責任で行うこととしています。</p> <p>しかしながら、現行の税財政体系や財源の偏在に伴い、都市と地方との間で公共サービスの提供において格</p>	産業建設 常任委員会

				<p>差が生じつつあることを鑑みれば、大きな役割を担ってきた国の出先機関の安易な統廃合は、更なる都市と地方の格差を生じることになります。「国の出先機関」の廃止によって、これまで道路や河川の「維持・管理」などを行ってきた事務所や出張所が廃止となり、これまで国が行ってきた行政サービスを地方自治体で維持しなければなりません。また、東日本大震災や台風12号における災害では、自治体だけの力では限界があったことから災害に強い国土を築くことは、これからの日本全体の課題です。そして今後、「防災」における必要性としては、地域を知る出先機関としての「事務所・出張所」の存続が不可欠となります。</p> <p>「国の出先機関廃止」とは、究極の「地方切捨て政策」でしかありません。国の責任を放棄するだけでなく、国民の生命、財産と安全をも危険にさらします。</p> <p>以上のことから、「国の出先機関を廃止し、「地方分権・地方移譲」の名の下に「国の責任」を放棄することは許されません。京都国道事務所では、国民の生命、財産と安全を守る重要な事業を行っているところであり、これらの防災事業は国の責任において実施すべきことから、政府に意見書を提出いただきたくお願いします。</p> <p>(請願事項)</p> <p>国民の生命、財産と安全を守るため、一般国道9号の防災整備を行う事務所・出張所については、「国の責務」として存続するよう意見書を国へあげてください。また、災害時でも迅速に対応できる体制を確立できるよう働きかけてください。</p> <p>地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。</p>	
--	--	--	--	--	--